

# 第 12 景観・まちづくり

## 景観づくり

良好な景観は、地域の財産であり、住む人に快適さや潤い、安らぎをもたらすとともに訪れる人にとっても魅力的なものです。

本県には、美しい海岸線や緑豊かな房総丘陵などの自然景観、地域の営みにより形成されてきた農山漁村景観、歴史的な町並み景観、計画的に整備された市街地景観など、多様な景観があります。

これらの良好な景観を保全・創出する取組みを行うことによって、『住みよいまち』『住み続けたいまち』が実現されるほか、地域への誇りや愛着も生まれ、地域コミュニティーの形成、地域の活性化や観光振興への寄与も期待できます。

県では、平成5年に「千葉県景観形成指針」を策定するなど、独自の取組みを行ってきましたが、平成16年6月に制定された「景観法」を踏まえ、平成20年3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定し、良好な景観の形成に関する施策を総合的に進めているところです。

### (1) 景観づくりの取組み

平成16年6月、景観そのものの整備・保全を目的とする我が国で初めての総合的な法律である「景観法」が制定され、「景観行政団体」が「景観計画」を定め建築物・工作物等に対する届出・勧告を基本とした緩やかな規制誘導を行う仕組みや、市町村の都市計画の一つとして、より積極的に景観形成を誘導する「景観地区」の制度などが設けられました。

県では、市町村が「景観行政団体」となって地域住民と協働で良好な景観の形成を推進していくよう、必要な支援・連携に努めています。

#### 景観行政団体

景観行政を担う主体として法に定められた新しい概念であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議・同意により景観行政団体になることができます。

なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。

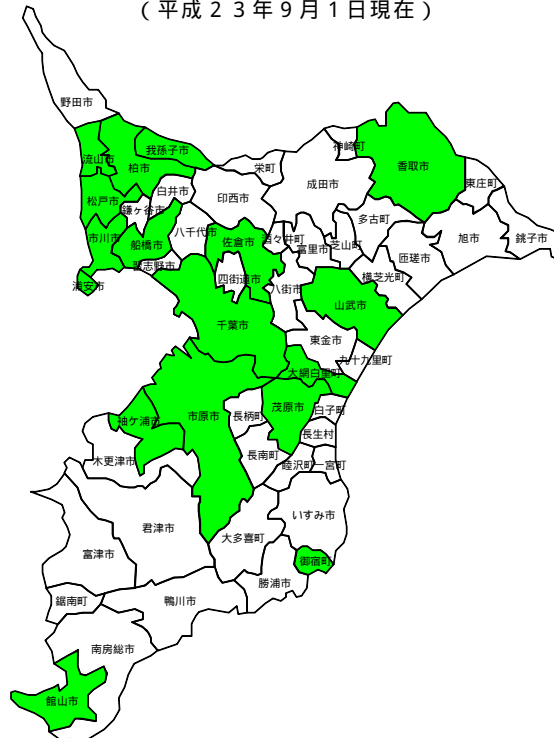
平成23年9月1日現在の景観行政団体(17市町)

千葉市、船橋市、市川市、市原市、我孫子市、柏市、佐倉市、流山市、浦安市、館山市、松戸市、茂原市、香取市、御宿町、袖ヶ浦市、山武市、大網白里町  
その他の地域は千葉県

#### 景観計画策定状況

市川市 (平成18年4月6日告示)  
我孫子市 (平成18年10月23日告示)  
柏市 (平成19年11月30日告示)  
流山市 (平成19年12月21日告示)  
市原市 (平成20年12月24日告示)  
浦安市 (平成21年6月1日告示)  
船橋市 (平成22年3月31日告示)  
千葉市 (平成22年12月21日告示)  
松戸市 (平成23年3月30日告示)

景観行政団体系町村  
(平成23年9月1日現在)



## (2)千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に取り組む姿勢を明確にして、景観施策を総合的に推進するため、平成20年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しました。

この条例では、景観づくりの担い手を育て、地域の財産である景観を次世代に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、良好な景観の形成についての基本理念を定め、各主体の役割を明確にしています。

また、3つの認定制度と1つの協定制度や、基本方針の策定など施策の枠組みを位置づけています。

### 3つの認定制度と1つの協定制度

県民や事業者の取組みを支援するため、良好な景観づくりを行う3つの認定制度（景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定）と事業者と県が良好な景観づくりに関する協定を結ぶ制度（景観づくり事業者協定）を設けました。

現在、「景観づくり地域活動団体」として、10団体を認定しています。

### 景観づくり地域活動団体 平成23年9月1日現在

NPO法人 久留里フィールドミュージアム（君津市）  
柏の葉アーバンデザインセンター（柏市）  
幕張新都心まちづくり協議会（千葉市）  
仲町街づくり協議会（成田市）  
上町街づくり協議会（成田市）  
花一参道街づくり協議会（成田市）  
花崎町街づくり研究会（成田市）  
NPO法人 KAO(カオ)の会（鎌ヶ谷市）  
我孫子の景観を育てる会（我孫子市）  
海・まち・デザイン（浦安市）



門前町の町並み（成田市）

### 「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」

条例に基づき、景観形成の基本的方向や景観施策を推進するための基本的事項に係る「基本方針」及び県が公共事業を実施するにあたって、景観に配慮すべき事項に係る「指針」を平成21年3月に策定しました。

## 屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に基づき、表示の場所、方法などについての規制を行っています。

平成17年度に条例を改正して、屋外広告業を今までの届出制から登録制とし、業務主任者の設置を義務付けるなど、屋外広告業者の指導監督の強化にも取り組んでいます。

なお、屋外広告物の許可事務や、はり紙、はり札などの違反広告物の除却事務等については、市町村(一部の地域は県土木事務所)が行っています。

また、成田市内の空港アクセス道路周辺の「国道295号」、我孫子市内の手賀沼の北側の都市計画道路根戸新田布佐下線周辺の「手賀沼ふれあいライン」及び、平成22年7月に開業した成田市と印西市にまたがる「成田新高速鉄道」の3地区については、条例に基づき、景観保全型広告整備地区に指定し、通常の設定基準に加えて、自然景観との調和等、広告物等の表示及び設置に関する基本方針を定め、より景観に配慮したデザインの広告物を設置するよう誘導しているところです。

## 都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）

「都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）」は、人々が生活の豊かさを実感でき、地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実現するため、国が平成16年度に市町村への交付金事業として新たに創設しました。

平成22年度より、従来のまちづくり交付金事業は、都市再生整備計画事業として社会資本整備総合交付金に統合され、社会資本整備総合計画の基幹事業として位置付けられています。

市町村は、まちづくりの目標・指標と、それを実現するために実施する各種事業等を記載した「都市再生整備計画」を作成し、概ね3～5年間で事業を実施します。

県は、都市再生整備計画事業の促進を図るため、必要な助言等を行っています。

事業実施中地区						平成23年4月1日現在					
事業主体	地区名	計画期間		整備内容	事業主体	地区名	計画期間		整備内容		
		開始	終了				開始	終了			
銚子市	銚子市中心市街地	H19	H23	道路、公園等	八千代市	新川周辺	H22	H26	道路、観光交流センター等		
船橋市	JR船橋駅周辺	H19	H23	道路、駅前階段デッキ屋根等	我孫子市	我孫子駅南東	H21	H25	道路、公園等		
	北習志野駅周辺	H19	H23	道路、ペDESTリアンデッキ等	君津市	周西	H19	H23	道路、生涯学習交流センター等		
松戸市	松戸北部	H20	H24	道路、馬橋駅西口階段補修等	久留里		H19	H23	道路、地域交流センター等		
野田市	巖倉駅周辺	H19	H23	道路等	袖ヶ浦市	長浦	H22	H26	道路、自由通路整備等		
成田市	成田駅周辺	H21	H25	道路、ファサード整備等		袖ヶ浦	H23	H27	道路、自由通路、駅橋上化等		
	(仮称)成田ニュータウン北駅周辺	H20	H24	道路、公園、保育園等	印西市	小林・牧の原	H22	H26	道路、自由通路、駅橋上化等		
東金市	東金・田間	H21	H24	公園等		木下駅周辺	H23	H25	道路、多目的広場等		
旭市	千潟駅周辺	H20	H24	道路、防災行政無線等	白井市	白井北部	H22	H26	道路、コミュニティ施設等		
習志野市	JR津田沼駅周辺	H19	H23	道路、土地区画整理事業等	山武市	ぎんぶの森	H19	H23	道路、交流センター等		
柏市	柏駅周辺	H19	H23	道路、歩行者専用広場改良等	いすみ市	いすみ市東部	H19	H23	道路、防災行政無線等		
	柏北部	H21	H25	道路、公園等	栄町	栄町安食・布織	H20	H24	道路、防犯灯等		
勝浦市	勝浦	H22	H26	道路、(仮称)市民文化会館等	大網白里町	大網東	H21	H25	道路、公園等		
市原市	五井駅東口	H20	H24	道路、公園等	横芝光町	横芝駅南口周辺	H22	H26	駅前広場、防犯灯等		
	八幡宿駅東口	H21	H25	道路、区画整理事業等	長生村	長生村中央	H19	H23	道路等		
	上総牛久駅東口	H23	H27	道路、(仮称)保健福祉センター等							
流山市	江戸川台西	H20	H24	道路、駅前広場等							
	蓮河駅周辺	H21	H25	道路、駅前広場、ペDESTリアンデッキ等							

千葉市を除く

